

## はしがき

「世界保健統計2021」によると、わが国の平均寿命は84.3歳（男女平均）と非常に長く、20年以上前から世界でもトップクラスの長寿国であり続けています。

こうした高齢者の増加とともに、相続人はだれになるのか、相続の対象となる財産への対応はどうするかなどに悩む人も多くなっています。それに伴い、金融機関の渉外担当者や窓口担当者が相続に関する相談等に直面する機会も増えています。金融機関の職員、特に顧客と直接対話する担当者や管理責任者は、相続に関する民法等の法令改正に伴う新制度の正確な理解と、迅速かつ適切な事務手続（以下、本書において「相続手続」という）をすることが求められています。

本書は、相続手続に必要な基礎知識を実務の流れとともに解説することで、現場において具体的なアドバイスができるように、体系的にまとめています。

相続に関する民法および相続税法の基礎知識の習得に加え、実際の相続手続に当たり民法上・相続税法上それぞれでどのような事前対策ができるのか、また相続人間の争いを防ぐために相続財産をどのように取り扱うのかなど、お客様の幅広いニーズに対応できるように、事例を多く掲載することで、実務に則した内容となっています。

本書を活用され、相続に関する知識・理解を深めていただき、実務の一助となることを願ってやみません。

2021年7月

経済法令研究会

# 目 次

## 第1章 相続を取り巻く環境とニーズ

### 第1節 超高齢社会と相続を取り巻く環境

1 超高齢社会の到来 .....	2
2 大相続時代と金融機関の関係 .....	2

### 第2節 相続相談・アドバイスニーズ

1 目白押しの贈与税非課税制度 .....	4
2 顧客本位の業務運営 .....	5
3 相続に対する意識の変化 .....	6
4 民法等改正 .....	11
5 相続に関する相談ニーズの発掘 .....	11
6 相続対策に対するアドバイス .....	14

### 第3節 相続アドバイスをする際のコンプライアンス

1 金融機関が取扱い可能な業務 .....	18
2 融資契約の内容説明義務 .....	19
3 保険業法の遵守 .....	19
4 金融商品販売法・金融商品取引法の遵守 .....	20
5 法的資格による規制 .....	21

## 第2章 民法および相続税法等の基礎知識

### 第1節 相続に係る民法上の規定

1	相続	26
2	相続人	28
3	相続分	35
4	相続の承認と放棄	38
5	資産承継と遺産分割	40
6	遺贈	44
7	遺留分	49
8	贈与	51

### 第2節 戸籍と不動産登記

1	戸籍	53
2	不動産登記	56
3	法定相続情報証明制度	59
4	法務局における自筆証書遺言の保管制度	60

### 第3節 相続に関連する諸制度

1	成年後見制度	62
2	事業承継	66
3	遺言信託	70
4	遺族年金	73

### 第4節 相続税・贈与税の基礎知識

1	相続税の基礎知識	78
2	贈与税の基礎知識	98

## 第3章 相続手続と金融実務

### 第1節 相続人による相続手続

1	はじめに	102
2	民法等に関する手続き	102
3	税法に関する手続き	124

### 第2節 預貯金等に係る相続手続

1	相続開始時の初動対応	126
2	相続預貯金の払戻し	127
3	預かり資産の相続手続	141
4	相続預貯金の残高証明書発行依頼と取引履歴開示請求	142
5	相続預貯金に対する差押	145
6	貸金庫契約の相続	148
7	外国籍の被相続人の相続手続	150

### 第3節 融資・担保保証に係る相続手続

1	相続開始時の初動対応と主要事項の管理	152
2	相続放棄、限定承認への対応	154
3	相続人が存在しない場合の対応	161
4	債務引受と相続	161
5	連帯債務者の方の相続開始による債務承継	164
6	相続人に対する債権を被相続人の遺産から回収する際の注意事項	167
7	相続財産から生じる賃料からの債権回収	169
8	根抵当権取引と相続	171
9	保証契約と相続	173

## 第4章 相続税対策

### 第1節 納税資金対策

1	相続対策	176
2	相続税対策	177
3	納税資金対策	178

### 第2節 不動産の活用

1	不動産の取得	189
2	定期借地権の活用	194
3	不動産管理会社の活用	198

### 第3節 生命保険の活用

1	生命保険と課税関係	201
2	死亡保険金に係る非課税	202

### 第4節 生前贈与の活用

1	生前贈与と相続税対策	204
2	夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除	205
3	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税	206
4	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税	210
5	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税	212
6	相続時精算課税の活用と留意点	215

## 第5章 相続対策アドバイス

### 第1節 民法上の対策

1 遺言を活用した相続対策 .....	218
2 生前贈与を活用した相続対策 .....	238
3 生命保険を活用した相続対策 .....	249
4 信託を活用した相続対策 .....	259
5 自社株承継対策 .....	277

### 第2節 相続税法上の対策

1 不動産を活用した相続対策 .....	289
2 生命保険を活用した相続税対策 .....	300
3 生前贈与を活用した相続税対策 .....	309
4 自社株節税対策 .....	331

### 《参考文献》

新井誠著『信託法 第4版』

犬伏由子、石井美智子、常岡史子、松尾知子著『親族・相続法 第2版』

上原裕之、長秀之、高山浩平編著『遺産分割』

片岡武、菅野眞一編著『第3版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』

谷口知平、久貴忠彦編集『新版 注釈民法（27）相続（2）』

潮見佳男編集『新版 注釈民法（19）相続（1）』

堂蘭幹一郎、野口宣大編著『一問一答 新しい相続法』

堂蘭幹一郎、神吉康二編著『概説改正相続法』

寺本昌広著『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』

道垣内弘人著『信託法－現代民法別巻』

吉田恒雄、岩志和一郎著『親族法・相続法〔第4版補訂〕』

# 第1節

## 超高齢社会と相続を取り巻く環境

### 1 超高齢社会の到来

国連の世界保健機関による調査で、わが国が平均寿命世界一の地位を保ち続けていることが報道されている（世界保健統計2020年）。そして「高齢化社会」や「高齢社会」と称される社会の到来と、そこから生ずる多くの問題点について議論されているが、わが国は正確には「超高齢社会」に突入しているのである。

世界保健機関の定めた定義によれば65歳以上を高齢者とし、かつ65～74歳を「前期高齢者」、75歳以上を「後期高齢者」としたうえで、総人口に占める65歳以上の高齢者の比率（高齢化率）によって以下の通りと定めている。

- ① 高齢化率が7%を超えた社会 ..... 高齢化社会
- ② 高齢化率が14%を超えた社会 ..... 高齢社会
- ③ 高齢化率が21%を超えた社会 ..... 超高齢社会

わが国の高齢者に係る定義も世界保健機関と同じものを適用しており、近年の高齢化率は実に28.8%を示していることから（総務省発表の人口推計（概算値）による2021年1月1日現在の概算値）、上記の定義に従えば「超高齢社会」となる。

### 2 大相続時代と金融機関の関係

高齢者の占める割合が高い社会では当然に相続が開始される機会も増加

することとなり、近年、年間100～140万件の相続が開始されるとされており（人口動態統計2019年度によれば、同年度の相続開始件数は138万件）、文字通り「大相続時代」を迎えている。しかも近年はさらなる高齢化率の増加と、高齢者の絶対数の増加が予想されているため、大相続時代は長期間にわたって続くものと思われる。

相続が開始されると故人（被相続人）に帰属した財産の相続人への承継や、第三者への遺贈が発生することとなる。わが国の相続手続は、相続の基本法である民法の定めによっており、被相続人の資産は積極財産（不動産、現預貯金等のプラスの財産）、消極財産（借入債務、保証債務等のマイナスの財産、ただし保証債務のうち被相続人の一身専属的なものを除く）を問わずすべての資産を相続人が引き継ぐ「承継主義」であり、これは英米法とは異なり大陸法を採用している国の相続に係る大きな特徴である。

したがって、すべての相続について被相続人に帰属した資産の承継手続が相続人等（相続人以外の第三者への遺贈を含む）によって行われることとなる。この点、預貯金取引や融資取引等を扱う金融機関は、相続開始後の比較的早い機会に相続人等との相続手続に直面することとなる。そして、相続手続は金融機関の取扱う一般的な業務と比較するとやや異質のものであり、画一的に手続きを定めることができない部分が多く存在する。このため適法・適切な手続きが求められ、それを逸脱すると、相続人との間で長期間にわたって紛争が生じることがあり、金融機関に損害が生じるリスクを含んだ業務である。

一方で、高齢者層の資産の蓄積は、若年層に比較して高いとされており、相続税制改正による課税強化の動き等から、資産家を中心に相続税節減についての関心が高まっているため、相続に関する法令改正情報に注視するとともに、実務での適切な対応が求められる。

## 第2節

# 相続相談・アドバイスニーズ

### 1 目白押しの贈与税非課税制度

世間一般の相続に関する関心事は、一言でいえば「相続＝相続税（譲渡税）」とされるほど相続税に対する関心は高いものがある。そして「税金は払わなくて済むものであれば払いたくない」と思う人間が多くいる。国の政策もこれを意識した点が見られ、2018年の相続税制改正時には相続税課税を強化する一方で、贈与税を軽減し、資産蓄積の進んだ高齢者に対し積極的に生前贈与を促し、贈与を受けた者の消費や投資行動を刺激することで経済成長の一助とすることがうかがわれる。

たとえば「相続時精算課税」を選択した贈与は、贈与金額累計2,500万円までは贈与税が課税されず、それを超える部分は一律20%の税率で課税されるのはその代表例である（相続時精算課税は贈与時に非課税とされても、相続時には贈与された財産を相続財産に加算して相続税課税の対象とされることから「こんなはずではなかった」との事態となりかねないことがある）。このほかにもこれまでに実施された主な制度として、「住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置」が2015年1月1日～2021年12月31日の間で利用でき（東日本大震災の被災者が住宅取得資金の贈与を受けた場合の特例あり）、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（2013年4月1日～2021年3月31日の運用）では、金融機関は専用口座の開設を受けることで深く関わりを持つ。このほかにも「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」（2015年4月1日～2021年3月31日の運用）や、従前からの制度として「贈与税の配偶者控除制度」（婚姻期間が

20年以上の夫婦間で居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与は、贈与税基礎控除110万円のほかに最高2,000万円までの控除が可能な制度）など、文字通り目白押しの状態である。

これらの制度利用に際しては、税制固有の諸条件が付されており、かつ、適用期間の延長や類似制度の創設が予想されることから、それらをもれなくクリアすることが非課税措置を受けるための必須条件とされる。しかし一般人でこれらの制度の存在や内容にすべて精通している者は稀であり、そこに金融機関の相続アドバイスが提供できる可能性が生まれることとなる。

## 2

## 顧客本位の業務運営

金融機関が関与する相続アドバイスでは、上記の贈与税非課税に係る分野にとどまらず、事業承継に係るM&A業務、不動産売買仲介業務（信託銀行に限る）、相続や成年後見制度利用に係る信託商品など、およそ一昔前の金融機関業務とは様相を一変させた多彩な内容の業務活動が実施される可能性がある。しかも、相談を寄せる顧客が、最初から具体的にこれらの機能や商品の利用・購入を求めてくることは稀である。

このテーマについては2016年4月19日の金融審議会総会で金融担当大臣から発せられた諮問を受け、同審議会に設置された市場ワーキング・グループでの審議を経て、2017年3月30日付で金融庁から「顧客本位の業務運営に関する原則」として公開され、その後2021年1月15日付で一部改訂された。そこでは、金融事業者がとるべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」ではなく、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を実現することができるよう、「プリンシピルベース・アプローチ」を強調しており、それを実現するために、以下の7

## 《著者紹介》(五十音順)

### 川崎 誠 (かわさき まこと) 第2章、第4章、第5章第1節5、第2節1・4

株式会社ラピュータファイナンシャルアドバイザーズ取締役、事業統轄本部長。

1975年生まれ。筑波大学第一学群社会学類法学専攻卒業。森・濱田松本法律事務所における国内法務パラリーガル部門勤務を経て、同社に参画。コンサルティング事業のほか、不動産事業、生命保険・損害保険事業を管掌。1級FP技能士、宅地建物取引士。中小企業、医療法人等の相続・事業承継問題に対しては、同社が主導して問題解決を図るほか、横浜みなとみらい法律事務所、税理士延平昌弥事務所と構築する「LFAプロフェッショナルファーム」による法務・税務・その他を含めたワンストップサービスを提供する。

著書『FP技能士精選問題&模擬問題』シリーズ（経済法令研究会）。

### 小林 徹 (こばやし とおる) 第3章第1節、第5章第1節4

家族法制基礎研究所所長。

不動産鑑定士、1級FP技能士、CFP®。

1972年大阪大学卒業後、住友信託銀行（現三井住友信託銀行）入行。企画部門、不動産部門を経たのち、長年にわたり個人部門で相続遺言業務を統括しつつ、後見制度支援信託等の信託商品組成にも尽力してきた。その後、亜細亜大学法学部非常勤講師、家庭裁判所家事調停委員を歴任。

現在は、大学や公共団体等で相続、信託、成年後見に関するセミナーの講師を数多く実施している。

『実務家が書いた相続対策』（経済法令研究会・共著）、『遺言信託の現状と課題』（信託フォーラムVol.1）、『民事信託の理論と実務』（日本加除出版・共著）、『成年後見制度と信託制度の連携』（実践成年後見No.58）など著書論文多数。

### **高橋 政実（たかはし まさみ） 第5章第1節1・2・3、第2節2・3**

株式会社すばるFPサポート代表取締役、高橋行政書士事務所所長。

行政書士、1級FP技能士、CFP®、証券アナリスト。

1958年生まれ。東洋大学文学部卒業。銀行系証券会社の営業店、法人部門、企画部門等勤務を経て、2000年独立。2007年株式会社すばるFPサポート設立、2013年行政書士登録。

資産設計・保険見直し・相続対策等の相談、生活者向けセミナー・金融系資格取得講座等の講師、書籍・雑誌・金融機関向け教材等の執筆活動などを積極的に行っている。

『はじめての株式投資～失敗しない必須条件』（集文館）、『失敗しない投資アドバイス法』（近代セールス社・共著）、ユーキャンの証券外務員・FP技能士試験対策用の書籍（自由国民社）など著書多数。

### **両部 美勝（りょうべ よしかつ） 第1章、第3章第2節・第3節**

1968年大阪大学卒業後、三和銀行（現三菱UFJ銀行）入行。同行で18年間金融法務業務に従事し、この間法務室長等を歴任。2005年同行を定年退職後、静岡中央銀行入行。取締役コンプライアンス統括部長、常務取締役を経て同行顧問。2018年同行退職。

『高齢者との金融取引Q&A』（きんざい）、『信用保証協会保証付融資の債権管理』（金融財政事情研究会）、ビデオで学ぶ実務ポイントシリーズ15巻『ケースで学ぶ高齢者取引（DVD版）』（経済法令研究会）など著書多数。

---

## 相続アドバイザーの実務 2021年度版

---

2021年7月27日 2021年度版第1刷発行 編 者 経済法令研究会  
発行者 志茂満仁 発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

〈検印省略〉

<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

---

カバーデザイン・本文レイアウト／アップライン(株)  
制作／小林朋恵 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

© Keizai-hourei kenkyukai 2021 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3453-6

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌] 下部の [追補・正誤表])

定価はカバーに表示しております。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。